別紙①

指定訪問介護事業所
第１号訪問事業所

ヘルパーステーション　あおぞら

重要事項説明書

医療法人　仁泉会

指定訪問介護事業所
第１訪問事業所

ヘルパーステーション　あおぞら　重要事項説明書

医療法人　仁泉会

更新日　令和　８年　６月　１日

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
【宮城県指定　介護保険事業者番号】０４７１２００９２３

当事業所は、利用者に対して訪問介護、第１号訪問事業サービスを提供いたします。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたい事等を、次の通り説明いたします。

＊　当事業所の訪問介護は、原則として介護認定調査等の結果、「要介護」「要支援」「事業対象者」と認定された方が対象となります。

１．事業所内容

（１）事業者（事業所設置法人）

法人名　　医療法人仁泉会
所在地　　〒039-1161　　青森県八戸市大字河原木字八太郎山 10 番地 81
電話番号　0178-51-2590
ＦＡＸ番号　0178-51-2591
代表者名　　理事長　田中　由紀子
設立年月　　昭和４２年４月７日

（２）事業所名称等

事業所名　　ヘルパーステーション　あおぞら
所在地　　〒987-0611　　宮城県登米市中田町浅水字上川面 65-1
電話番号　0220-34-8313
ＦＡＸ番号　0220-35-1213
管理者氏名　吉岡　久実子
開設年月日　平成 21 年　6 月　1 日

（３）事業所の目的と基本理念

＊目　的

この事業は、介護保険法の理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに在宅医療を推進し、また、入浴・排泄・食事の介助その他生活全般にわたり快適な在宅療養が継続できるよう支援することを目的とします。

＊基本理念

①利用者個人の人生観・価値観を尊重し、利用者個人のその人らしさを大切にした介護を行います。

②明るく家庭的な雰囲気づくりに心掛け、地域や家庭との結びつきを重視いたします。

③いつも笑顔で挨拶し、誰にでも親切と思いやりの心で接します。

④利用者の生きがいを高め、自立での意欲を支援していきます。

（４）営業日及びサービス提供時間

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りといたします。

１．営業日　　毎週月曜日～日曜日（毎曜日）。

２．営業時間　　７：００～２０：００

３．休日　　年中無休。その他必要とする日。

４．但し、電話等により常時連絡可能な体制をとり、利用者の状況に応じて対応できる体制とする。

（５）職員配置状況

①管理者（介護福祉士）　　１名　（常勤１名）

②サービス提供責任者（介護福祉士）　　３名

（常勤　内１名は管理者・訪問介護員と兼務、内２名は訪問介護員と兼務）

③訪問介護員（介護福祉士）　　９名（常勤職員６名、内３名はサービス提供責任者と兼務・登録ヘルパー３名）

訪問介護員（介護職員初任者研修課程修了者）４名

（登録ヘルパー４名）

２．サービス内容

（１）身体介護（老計 10）

食事介助：　利用者のペースに合わせて介助

入浴介助：　自宅のお風呂での入浴

排泄介助：　オムツ交換等

清潔援助：　部分浴（洗髪・足浴等）及び清拭

外出介助：　病院受診等の介助

自立生活支援：　重度化防止の為の、見守り的援助

（２）生活援助

買い物　：　必要な買い物の代行
調理　　：　利用者の身体に合わせて栄養のバランスを考えた調理
掃除　　：　室内の整理、整頓、清掃
洗濯　　：　衣類等の洗濯

（３）介護相談

・利用者の不安や悩み等の相談相手

３．利用料金及び支払い方法について

（１）利用料金については、別紙②の料金表を参照して下さい。

（２）但し、介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、限度額を超えた分をお支払いいただきます。

（３）利用料金については、精算を月末締めとし、翌月１５日までに請求書を送付いたしますので、その月末までにお支払い下さい。お支払いの確認が済み次第、領収書を発行いたします。お支払いについては、窓口での支払い、または指定口座への振込、もしくは預金口座振替（毎月 28 日、土日祝日の場合は翌営業日引落）の方法があります。

（４）前号（１）（２）（３）で請求しました利用料が、３ヶ月以上お支払いがなく、その支払いを督促したにもかかわらず、特別な事情がある場合を除き、督促状を発行した日から３０日以内にお支払いがない場合、利用契約を解除・終了させていただきます。

４．利用手続きについて

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所の職員がお伺いいたします。

＊居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

（２）サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の１週間前までにお申し出ください。

②やむを得ない事情により事業所の都合でサービスを終了する場合、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、事前にお知らせいたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア　利用者が介護保健施設に入所した場合

イ　介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。（介護保険給付費でのサービスは受けられませんので、ご相談ください。）

ウ　利用者が亡くなられた場合

５．事故発生時の対応

サービス提供時において事故が発生した場合は、速やかに家族、関係市町村、居宅介護支援事業者等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

また、事業所の介護サービス提供に伴って、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

６．サービスの内容に関する苦情

（１）事業所の苦情相談窓口

①担　当　者　：　吉岡　久実子

②電 話 番 号　：　0220-34-8313

③F A X 番 号　：　0220-35-1213

④受 付 時 間　：　毎日　8：30～17：30

（２）事業所以外の相談・苦情窓口

事業所以外に、下記の苦情相談窓口等にも苦情を伝えることができます。

（行政機関その他苦情受付機関）

行政機関名	所在地	電話番号	ファックス番号
登米市福祉事務所 長寿介護課	登米市南方町新高石浦 130	0220（58）5551	0220（58）2375
宮城県東部保健福祉事務所 高齢者支援班	石巻市あゆみ野五丁目 7	0225（95）1419	0225（94）8982
国民健康保険団体連合会 介護保険課　苦情係	仙台市青葉区上杉 1-2-3	022（222）7700	022（222）7260

７．虐待防止と身体拘束のための措置

（１）事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、指針の整備を行うとともに、責任者を委員長として虐待防止委員会の定期的な開催、定期的な研修の実施にて措置を講ずるものとする。

（２）事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止し、身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の３つの要件を満たした時とし、実施した場合は速やかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。

① 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

② 非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。

③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

８．業務継続計画の策定等

（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護事業等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（２）事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

（３）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（４）社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。また、事業所の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業所は負わないものとする。

９．守秘義務

事業所職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、在職中及び退職後も他に漏らしません。

１０．その他

（１）事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。

（２）ご要望やご質問がございましたら、何なりと事業所の管理者またはスタッフにお声がけください。

重要事項説明書の内容に関する説明は、下記の者が担当いたしました。

令和　　年　　月　　日

所属　　ヘルパーステーション　あおぞら

氏名　　印

重要事項説明書の内容に関する説明を、上記の担当者より受け、サービスの提供に同意いたします。

令和　　年　　月　　日

利用者氏名　　印

代理署名者

利用者との関係（　　）

別紙②

ヘルパーステーションあおぞら利用料及びその他の費用

訪問介護費

（法定代理受領サービス一部掲載）

法定代理受領の場合。
（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。）

基本料金表（サービス利用にかかる自己負担額）（円）		負担割合	1割	2割	3割
身体介護	20分以上30分未満		293	586	878
	30分以上1時間未満		464	929	1,393
	1時間以上		680	1,361	2,041
生活援助	20分以上45分未満		215	430	644
	45分以上		264	528	792
身体介護（20分以上30分未満）+生活援助（20分以上45分未満）			371	742	1,112
身体介護（20分以上30分未満）+生活援助（45分以上）			449	898	1,346
身体介護（30分以上1時間未満）+生活援助（20分以上45分未満）			542	1,085	1,627
身体介護（30分以上1時間未満）+生活援助（45分以上）			620	1,241	1,861

注　特定事業所加算（Ⅰ）算定の為、基本単位数の20%増となっております

＊ 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合　　上記単位数の25%増

＊ 深夜（22:00～6:00）の場合　　上記単位数の50%増

＊ 訪問介護員2名派遣の場合　　上記単位数　×　200/100

【その他加算】

基本料金表（サービス利用にかかる自己負担額）（円）		負担割合	1割	2割	3割
初回加算※1	1月につき		200	400	600
緊急時訪問介護加算※2	1回につき（身体介護について算定）		100	200	300
生活機能向上連携加算Ⅰ※3	1月につき		100	200	300
生活機能向上連携加算Ⅱ※4	1月につき		200	400	600
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	1月につき（利用者ごとに、該当月の介護報酬総単位数※について算定） ※基本サービス費+各種加算の単位数				
	単位数	介護報酬総単位数×28.7% ※1単位未満の端数は四捨五入			

※1 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

※2 利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合。

※3 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病棟数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）すること ・当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行う事を定期的に行った場合。

※4 現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合。

※ 前日まで連絡がなく、緊急な場合を除き当日現場キャンセルがあった際は、キャンセル料として一律500円を徴収させて頂きます。

第1号訪問事業費

1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）（円）	1割	2割	3割
（1）1週に1回程度の場合	1,176	2,352	3,528
（2）1週に2回程度の場合	2,349	4,698	7,047
（3）1週に2回を超える程度の場合	3,727	7,454	11,181

【その他加算】

訪問介護費、【その他加算】と同じ、但し緊急時訪問介護加算はなし。

＊ 日割り計算について、利用者との契約開始の契約日を起算日、
利用者との契約解除の契約解除日を起算日として行うものとする。

＊ 月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、
③同一保険者管内での転居等により事業所を変更とした場合は、日割り計算を行う。

＊ 同月内に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用した場合にも日割り
計算を行う。

〈サービスの概要と利用料〉

利用限度額を超える介護・日常生活総合サービスの利用
利用限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス料金の全額がご契約者の負担となります。

その他の費用

交通費	通常の実施地域以外へ訪問する場合、実施地域を超えた地点から片道10km以上15km未満200円、以降片道1km毎に20円加算。
キャンセル料	前日まで連絡がなく、緊急な場合を除き当日現場キャンセルがあった際は、キャンセル料として一律500円を徴収させて頂きます。
保険適用外の利用料金	訪問介護費の単位数に地域区分単価（10.0）を掛けた料金となります。

利用者及びその家族の個人情報の保護についてのお知らせ

当事業所では利用者様皆様に安心して介護サービスを受けていただくためにも、安全なサービスを提供するとともに利用者及びその家族の個人情報の取り扱いにも万全の体制で取り組む様努力しています。

当事業所でお預かりしました皆さまの「氏名」「住所」「連絡先」「生年月日」等「個人が識別される情報」につきましては以下の用途に限定して使用させて頂きます。

＜個人情報の利用目的について＞

当事業所では利用者及びその家族の個人情報を別紙（個人情報同意書）の目的で利用させて頂く事があります。これら以外の目的で利用させて頂く必要が生じた場合、改めて利用者様に説明し同意を頂くことにしております。

また利用者及びその家族の同意なく第三者に個人情報の提供はいたしません。

＜個人情報の開示・訂正・利用停止について＞

当事業所では利用者及びその家族の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って進めております。

なお、当事業所では個人情報の取り扱いに関しての苦情・相談窓口を設置しております。手続きの詳細のほか、ご不明な点につきましては窓口までお気軽にお尋ねくださいませ。

＜相談窓口＞

ヘルパーステーションあおぞら　　吉岡　久実子

電話番号　0220－34－8313

ＦＡＸ　　0220－35－1213

医療法人　仁泉会

ヘルパーステーション　あおぞら

管理者　吉岡　久実子

秘密保持・個人情報保護法の遵守についての同意書

当事業所では、利用者の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでいます。

個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

１．個人情報の使用目的

①介護保険法に基づく保険者への介護サービス利用料等の請求(レセプト)
②審査支払機関又は保険者からの照会等への回答
③介護保険法に基づく実地指導
④会計・利用料請求
⑤介護サービスや業務運営の維持・改善の為の基礎資料
⑥介護サービスに係る計画・記録
⑦体調・服薬管理
⑧事故報告・苦情内容等の記録
⑨広報等への写真の掲載
⑩事業所内で行われる実習生・ボランティアへの協力
⑪事業所内・外で行われる研究発表会等への症例発表
⑫他事業所又は担当ケアマネージャーとの連携
⑬損害賠償保険等に係る保険会社等への相談・届出
⑭緊急時(救急隊等)の情報提供
⑮外部評価
⑯事業所内自己評価
⑰他事業所への入居時の情報提供
⑱サービス提供困難時の事業者間の連絡・紹介等
⑲サービス利用・休止等の管理
⑳通院・入院時の病院への情報提供
㉑利用者への介護サービス向上
㉒家族等への心身の状況説明
㉓保険事務委託のため
㉔統計データ利用のため
㉕利用者の情報は東北医療福祉事業協同組合及びその組合員へ下記目的で情報提供します。
組合員は（http://www.sg-kumiai.or.jp）に掲載している事業者。
a）保険者への医療・介護保険に係る請求業務及び組合員間での共同請求事務
b）最適なサービスの提供及びリスク回避の為の情報交換
c）サービスを永続的に提供できるよう事業所の経営資料（統計・分析）の作成

上記目的の他に利用者及びその家族の同意なく第三者に個人情報を提供することはいたしません。しかし、個人情報を取り扱う業務の一部を外部委託することがあります。

２．使用する期間・記録等

使用する期間は、サービスを受けている期間とします。ただし、法律に則り、サービス提供終了後も最低２年間は個人情報を保有するものとします。

３．個人情報の開示、訂正、削除等

個人情報の開示、訂正、削除等については、法律に則って行います。

上記について、同意いたします。　　令和　　年　　月　　日

医療法人仁泉会　ヘルパーステーションあおぞら
管理者　吉岡　久実子　　殿

【利 用 者】

住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【ご家族及び同席者】（利用者との関係　　）

住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印